

薪ストーブ等設置に関するチェックリスト

(消防法および能美市火災予防条例)

申請者： _____

●チェックした項目の“□”欄に“✓”を付けてください。

ストーブの位置、構造	不燃材料で造ったたき殻受けが付設	☐
	離隔距離（上方１５０cm、側方１００cm、前方１５０cm、後方１００cm）	☐
	可燃物が落下し、接触する位置に設けないこと	☐
	可燃性ガス又は蒸気が発生し、又は停留するおそれのない位置に設けること	☐
	避難の支障になる位置に設けないこと	☐
	燃焼に必要な空気を取り入れることができ、有効な換気を行うことができる位置に設けること	☐
	土間又は不燃材料のうち金属以外のものにつくった床上に設けること	☐
	火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造る	☐
	地震等により転倒、亀裂、破損しない構造とすること	☐
	表面温度が過度に上昇しない構造とすること	☐
	たき口から火粉等が飛散しない構造とすること	☐
	ふたのある不燃性の取灰入れを設けること	☐
	支わく、支線、腕金具等で固定すること	☐
煙突の位置・構造	可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、燃焼排気が漏れない構造とすること	☐
	容易に清掃が出来る構造とする	☐
	火粉を飛散するおそれのある設備に付属するものは、火粉の飛散を防止するための装置を設ける	☐
	建築基準法施行令第１１５条第１項第１号から第３号まで及び第２項の規定を遵守	☐